度のご案内

とおりです。事業の詳しい内容や申 5月31日以前に着工された住宅(旧 まちづくりの推進のため、昭和56年 めにも、住宅の耐震化が必要です。 せんので、被害を最小限に抑えるた 物に多くの被害をもたらしました。 請については、 して費用の一部を補助しています。 断、木造住宅耐震改修を行う方に対 ドバイザーの派遣や木造住宅耐震診 耐震基準の建築物)に対し、耐震ア 曾有の災害が発生し、下野市でも建 本大震災では、 い合わせください。 各事業・制度の主な内容は以下の 市では、震災に強い安全・安心な 地震は、いつ発生するかわかりま 平成23年3月11日に発生した東日 都市計画課までお問 東北地方を中心に未

問い合わせ先



耐震アドバイザーを派遣します 1 耐震アドバイザー派遣事業

りません。 負担するため、 を行います。市が派遣費用をすべて 際に建物を見たうえで建築物の耐震 診断や耐震改修に関する技術的助言 の認定を受けた建築の専門家で、実 「耐震アドバイザー」は、 個人の費用負担はあ 栃木県

■対象となる住宅

積の1/2未満とします。 の場合は、店舗等の床面積が延床面 店舗等併用住宅を含みますが、そ

費用

木造住宅の耐震診断費用を補助 木造住宅耐震診断等補助

果をもとに補強計画を策定します。 を確認したうえで、どれだけ地震に の有無を診断するほか、 耐えられるか詳しく調査し、耐震性 木造住宅耐震診断は、建物の構造 耐震診断結

■対象となる住宅

①木造2階建て以下の一戸建て住宅 (併用住宅を含む)

②在来軸組工法(※)により建築さ

③賃貸を目的としない住宅 ※在来軸組工法とは、コンクリー でいく工法です。 み、外壁材・内壁材を組み込ん ト基礎の上に木材で骨組みを組

②木造住宅耐震診断事業補助金を初 補助対象住宅を所有する方で、そ の住宅に居住する方 次の条件を満たす方が対象です。

診断を実施した後に補強計画を策 めて受ける方(補助を受けて耐震 定する場合も対象とする)

③市税等の滞納のない方

補助額

①耐震診断のみを行う場合 ですが、住宅の図面がない場合は 2万円(上限。診断費用は3万円 別途費用がかかります。)

②補強計画策定のみを行う場合 8万円 (上限)

③耐震診断と補強計画策定を同時に 行う場合

10万円 (上限)

※耐震診断等に要した経費の3分 診断等の料金は住宅の面積、 の2以内を市が補助しますが、 面の有無によって異なります。 図

行う場合の費用の目安 ○延べ床面積 耐震診断と補強計画策定を同時に

木造住宅の耐震改修費用を補助 200㎡以上

 $\begin{array}{cccc} 1 & 0 & \\ 0 & 0 & \\ m^{*} & \\ 1 & 5 & \\ 0 & m^{*} & \\ \end{array}$ 1 5 0 m² 0 0

13万5千円

12 万 円

m²

15 万 円

17万円

100㎡以内

木造住宅耐震改修補助

を行う場合に補助します。 計画に基づいて実際に耐震補強工事 木造住宅耐震診断を実施し、

■対象となる住宅

象です。 次の条件を満たす市内の住宅が対

①下野市木造住宅耐震診断事業を実 画策定(以下、 と認められる耐震診断及び補強計 施した住宅、もしくはそれと同等 実施した住宅 「耐震診断等」)を

②「耐震診断等」の結果、 が必要と診断された木造住宅 耐震改修

|補助対象者

①「耐震診断等」を実施し、その補 強計画に基づいて耐震改修を行う 次の条件を満たす方が対象です。

②対象住宅を所有及び居住し、 等の滞納のない方 市

限は80万円です。 以内を市が補助します。 耐震改修に要した経費の2分の ただし、 上 1